

第6回教育委員会

令和2年5月29日
午後2時30分
大阪市教育センター

案 件

議案第44号 令和3年度使用教科用図書の採択について

議案第 44 号

令和 3 年度使用教科用図書の採択について

令和 3 年度使用教科用図書について、次のとおり採択する。

○小学校

大阪市立小学校における、使用教科用図書については、令和 2 年 3 月 27 日付け文部科学省通知「令和 3 年度使用教科書の採択事務処理について」に「『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』第 14 条の規定に基づき、同法施行規則第 6 条各号に掲げる場合を除いて、令和元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。」とあることから、令和 2 年度は、本年度から使用する教科書を引き続き、採択する。

○中学校

大阪市立中学校における、使用教科用図書の採択にあたっては、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則に基づき、教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置することとし、教育委員会からの諮問に基づき選定委員会が調査・研究を経て作成した答申を参照し採択を行う。

また、本市における教科用図書採択地区は、昨年の小学校採択より、ニア・イズ・ベターの観点等から 4 地区に改正しており、より現場の意見に則した教科書採択事務を進めるために、選定委員会に、採択地区ごとに調査研究及び答申を作成する「地区部会」を設置する。

選定委員会は、各教科用図書の特に優れている点や、特に工夫・配慮を要する点を明確にするよう努め、またそれぞれの採択地区等にふさわしい教科用図書について報告するなど、採択権者の判断に資する答申となるよう努めることとし、採択権者である教育委員会は、すべての教科書について新たに採択を行う。

○高等学校

大阪市立高等学校における、使用教科用図書の採択にあたっては、大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱に基づき、各校に教科用図書選定調査会（以下「選定調査会」という。）を設置することとし、教育委員会からの諮問に基づき各校の選定調査会が調査・研究を経て作成した答申を参照し採択を行う。

中学校

① 採択の手順

- ・教育委員会が教科用図書選定委員会を設置し、選定について諮問

○教育委員会において
調査・研究

↓ 6月上旬～

- ・教科用図書選定委員会地区部会が、採択地区ごとに専門調査会、学校調査会を設置

↓ 6月中旬頃～（教科書展示会実施）

- ・各調査会による調査・研究並びに選定資料の作成

↓

- ・各調査会の調査研究の報告に基づき、教科用図書選定委員会地区部会において調査研究を実施し、答申を作成

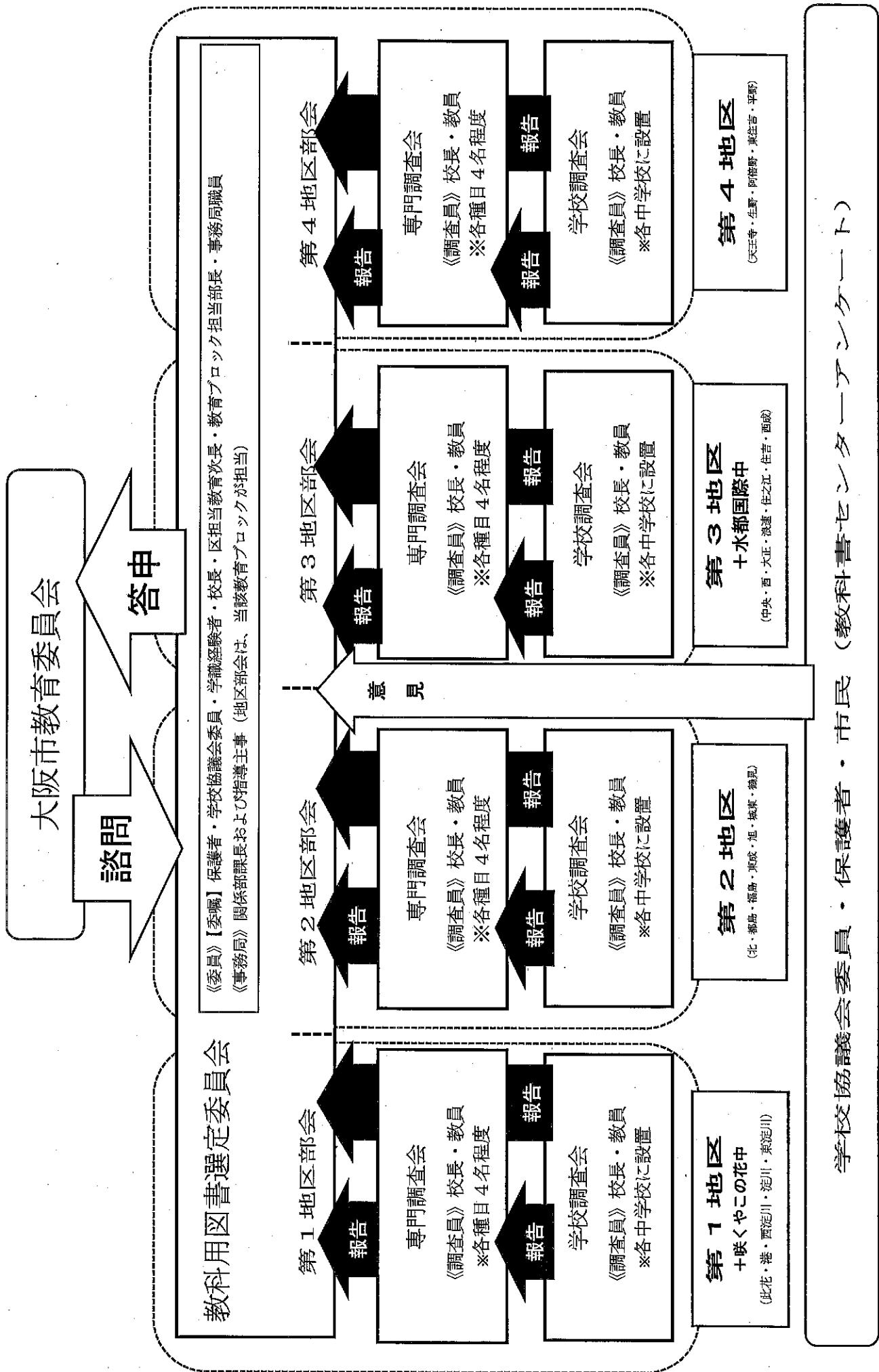
↓ 7月中旬

- ・教科用図書選定委員会が教育委員会に答申

↓ 8月上旬

- ・教育委員会で採択

8月下旬



③ 委員会・調査会などの役割

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育諸学校において使用する教科書として、採択地区ごと、種目ごとに、一種の教科書を採択する。 						
教科用図書選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会の諮問を受け、地区部会ごとに、別に定める各調査会等の調査研究の報告や意見等をふまえ、教科書の調査及び研究を行い、各種目について教育委員会に答申する。 						
(事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 教科用図書選定委員会等に対して、連絡調整を行い、教科書採択に関する事務を指導部初等・中学校教育担当が執り行う。 地区部会については、当該採択地区にあたる各教育ブロックの指導主事が事務を執り行う。 						
調査会（採択地区ごとに設置）	<table border="1"> <tr> <td>専門調査会 (種目別)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 専門的な立場から義務教育諸学校における教科書についての調査研究を行い、専門調査票を作成し、地区部会に報告する。 </td></tr> <tr> <td>学校調査会 (各学校)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 教科書の調査研究を行い、校長（又はそれに代わる者）は所定の様式により、各地区的専門調査会及び地区部会に報告する。 </td></tr> <tr> <td>(事務局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各教育ブロックの指導主事は、各調査の進捗管理及び調整を執り行う。 各教科を担当する指導主事は、求めに応じて、各専門調査会に対して、専門的な指導助言を行う。 </td></tr> </table>	専門調査会 (種目別)	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な立場から義務教育諸学校における教科書についての調査研究を行い、専門調査票を作成し、地区部会に報告する。 	学校調査会 (各学校)	<ul style="list-style-type: none"> 教科書の調査研究を行い、校長（又はそれに代わる者）は所定の様式により、各地区的専門調査会及び地区部会に報告する。 	(事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 各教育ブロックの指導主事は、各調査の進捗管理及び調整を執り行う。 各教科を担当する指導主事は、求めに応じて、各専門調査会に対して、専門的な指導助言を行う。
専門調査会 (種目別)	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な立場から義務教育諸学校における教科書についての調査研究を行い、専門調査票を作成し、地区部会に報告する。 						
学校調査会 (各学校)	<ul style="list-style-type: none"> 教科書の調査研究を行い、校長（又はそれに代わる者）は所定の様式により、各地区的専門調査会及び地区部会に報告する。 						
(事務局)	<ul style="list-style-type: none"> 各教育ブロックの指導主事は、各調査の進捗管理及び調整を執り行う。 各教科を担当する指導主事は、求めに応じて、各専門調査会に対して、専門的な指導助言を行う。 						
保護者 学校協議会	<ul style="list-style-type: none"> 保護者ならびに学校協議会委員で、教育委員会に委嘱された者は、教科用図書選定委員会において教科書の調査研究を行い、意見を述べる。 						
市民	<ul style="list-style-type: none"> 教科書展示会において教科書を閲覧する。 						

高等学校

① 採択の手順

各高等学校において教科用図書選定調査会（委員長は原則として校長）を設置



教育委員会が各高等学校の教科用図書選定調査会に諮問



大阪府教育庁が市町村教育委員会に採択事務について説明（6月中旬）



各高等学校の教科用図書選定調査会が調査研究を実施



◎保護者及び生徒の意見聴取

各高等学校の教科用図書選定調査会が教育委員会に答申（8月上旬）



教育委員会が各高等学校の教科用図書について採択（8月下旬）

② 大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱

(設置)

第1条 大阪市立高等学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、各学校に教科用図書選定調査会（以下「選定調査会」という）を置く。

(設置期間)

第2条 選定調査会を置く期間は、毎年度6月1日から7月31日までとする。

(職務)

第3条 選定調査会は、教育委員会の諮問により、当該学校の教科用図書の調査・研究を行い、その選定に関し教育委員会に意見を答申する。

(組織)

第4条 選定調査会は、当該学校の校長・准校長及び教員で組織する。なお、学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校については、当該中学校の教員を加える。

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定調査会の構成員となることはできない。

(委員長)

第5条 選定調査会に委員長1名を置く。

2 委員長は、当該学校の校長とする。ただし、校長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは、准校長を置かない学校にあっては教頭とし、准校長を置く学校にあっては准校長とする。准校長を置く学校にあって、校長及び准校長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは教頭とする。校長・准校長及び教頭がともに事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは教育委員会が指定する者とする。

3 委員長は、会務を総理し、選定調査会を代表する。

4 委員長は、選定調査会の会議を招集する。

(細目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則 この要綱は、昭和45年6月2日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則 この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

【参考資料】

(1) 教科用図書の採択に関する根拠法令等

① 教科用図書の使用

○ 学校教育法

(文部科学省検定・著作教科用図書使用の原則)

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができます。

3 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等についてでは、政令で定める。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

第62条 第30条第2項、第31条、第34条、第37条第4項から第17項まで及び第19項並びに第42条から第44条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第51条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

(原則外使用)

附則第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

○ 学校教育法施行規則

(教科用図書の特例)

第89条 高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

② 採択

○ 学校教育法

第71条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

1～5 省略

6 教科書その他の教材の取扱に関すること。

7～19 省略

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(都道府県の教育委員会の任務)

第10条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

(教科用図書の採択)

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 省略

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4～5 省略

6 第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(指定都市に関する特例)

第16条 省略

2 指定都市の教育委員会は、第10条の規定によって都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都

市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第13条第3項及び第5項の規定は、前項の採択について準用する。

③ 同一教科用図書を採択する期間

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

④ 教科書展示会

○ 教科書の発行に関する臨時措置法

(教科書展示会の開催)

第5条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもってその基準を定める。

○ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則

(教科書展示会の開催時期)

第5条 教科書展示会は、6月1日から7月31までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

2 前項の指示は、告示をもってこれを行う。

(2) 執行機関の附属機関に関する条例（抄）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務
市長	省 略	省 略
教育委員会	大阪市学校適正配置審議会	省 略
	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び市立中学校において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	省 略	省 略
	省 略	省 略
市長及び教育委員会	省 略	省 略

（共同設置の附属機関）

第1条の2 省 略

（委任）

第2条 第1条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

2 省 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 令和3年度使用教科用図書の採択について（文部科学省通知より）

【検定・採択の周期】

年度（西暦）		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)
学校種別等区分											
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎
	採択		△			▲	△	△			
	使用開始			○			●	○	○		
中学校	検定		◎			◆	◎	◎			
	採択			△			▲	△	△		
	使用開始				○			●	○	○	
高等学校	検定			◎				◎	◎		
	採択				△				△	△	
	使用開始	○							○	○	
主として 低学年用	検定				◎				◎	◎	
	採択					△			△	△	
	使用開始	○							○	○	
主として 中学年用	検定				◎				◎	◎	
	採択	△				△			△	△	
	使用開始	○				○			○	○	
主として 高学年用	検定	◎				◎			◎	◎	
	採択	△					△				△
	使用開始		○					○			

◎:検定年度
 △:直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度
 ○:使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年採択替え）
 ◆:「特別の教科 道徳」の検定年度
 ▲:直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度
 ●:「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等學校には中等教育学校の後期課程を含む。
 ※ 太線以降は、学習指導要領改定後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

「令和3年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（令和2年3月27日付け元初教科第39号）より